

「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」に関するQ & A

事業者（法人・個人）の皆様から、ご質問のあった事項について、ご質問の内容とその回答をご紹介します。

Q 1 要件認定の申請をしたいと考えていますが、どのような準備をしたらよいですか。

A 1 基本的には申請した事業者が基準日において控除要件を満たしているのかどうかがポイントとなります。このため、申請の際に必要となる書類は、基準日以降にご用意いただくこと（発行されたもの等）になります。ただし、次のことについては基準日前にご準備ください。
なお、「基準日」とは、法人にあっては各事業年度の終了日、個人にあっては12月31日をいいます。

○市町村で実施する「消防団協力事業所表示制度」による表示証の交付を受けましょう。

基準日において、県内の事業所等の全てが、市町村で実施する「消防団協力事業所表示制度」による表示証の交付を受けていることが要件となります。この表示証の交付を受けるには、各市町村の消防団事務の担当課へ申請を行う必要がありますので、基準日までに対象となる事業所等すべてが、それぞれの市町村における表示証の交付を受けているようにしましょう。

○基準日までに「消防団活動に配慮した規定」を整備しておきましょう。

Q 2 要件認定の申請をする時期はいつですか。

A 2 法人にあっては「各事業年度の終了日から1ヵ月以内」、個人にあっては「12月31日から所得税申告期限までの間」に県に対して申請することとなります。

Q 3 要件認定の申請を1回行えば、2年間の事業税の減税措置が適用されるのですか。

A 3 法人にあっては事業年度ごとに、個人の場合は年ごとに、知事に要件認定の申請を行い、認定を受けなければいけません。

Q 4 「消防団協力事業所表示制度」の要件は。

A 4 「消防団協力事業所表示制度」の認定を行うのは原則、所在する市町村の消防団事務の担当課となり、市町村によって「消防団協力事業所表示制度」の要件は異なっています。詳細については、関係する市町村へお問い合わせください。

Q 5 認定要件のうち、「県内に事業所を有し、かつ当該事業所等のすべてが『市町村の消防団協力事業所表示制度』の認定を受けていること」とありますが、消防団員のいない事業所も「市町村の消防団協力事業所表示制度」の認定を受ける必要がありますか。

A 5 基準日において、県内にあるすべての事業所等が、市町村から「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けていることが条例上、必要となっています。なお、「消防団協力事業所表示制度」の認定要件（例：消防団員が所属していなければならないかどうか）については市町村により異なっていますので、詳しくは事業所等の所在する市町村の消防団事務の担当課へご確認ください。

Q 6 認定要件のうち、「県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること」とは、どのような条件の人をいいますか。

A 6 条例第二条第一項第二号において、消防団員とは「消防組織法第十九条第一項に規定する消防団員であって、県内の消防団に置かれるもの」としています。

従って、県外の消防団に在籍する消防団員は、この条例でいう「消防団員」に該当しないため、注意が必要です。

「消防団員が1名以上いること」については、基準日（法人にあっては事業年度の終了の日、個人にあっては12月31日）に、消防団協力事業所において事業主、常勤役員または要件を満たした使用人のいずれか1名以上が消防団員であることとなっています。

また、条例第三条第一項第三号及び第四条第一項第二号において、次のとおり定められています。

（法人の場合）

- ・消防団協力事業所に常時勤務する法人の役員
- ・消防団協力事業所において、当該法人が雇用する使用人（雇用保険の被保険者に限る）

（個人の場合）

- ・消防団協力事業所において、事業を行う個人
- ・消防団協力事業所において、当該個人が雇用する使用人（雇用保険の被保険者及び青色事業専従者又は専従者に限る）

なお、入団していても活動実績のない場合（入団間もない場合や傷病等やむを得ない事情のある場合を除く）は、対象として取り扱いませんのでご注意ください。

Q 7 認定要件のうち、「県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること」とありますが、事業所ごとに消防団員が1名以上いなければいけないのでしょうか。

A 7 事業者（法人または個人）において、消防団員が1名以上いれば構いません。したがって、事業所ごとに消防団員が必ず1名以上いる必要はありません。ただし、市町村が定める「消防団協力事業所表示制度」の認定を受ける際にはこの要件と相違がある場合がありますのでご注意ください（「消防団協力事業所表示制度」については、関係する市町村（または消防本部）へお問い合わせください）。

Q 8 認定要件のひとつに「消防団活動に配慮した規定（就業規則等）」とありますが、具体的にはどのようなものがありますか。

A 8 労働契約、労働協約、就業規則、雇用契約、その他事業所等内で周知されている規定などで、例示として、以下のようなものが挙げられます。

○想定される「消防団に配慮している事項」の例

（賃金、昇給、昇進等）

- ・消防団活動を行う際に賃金等をカットしない等の配慮をしている
- ・消防団活動を行うことに対して、昇進や昇給等で不利に扱わないように定めている事項

（労働時間）

- ・消防団員である従業員が、勤務時間中に急を要する消防団業務（火災出動等）に従事した場合は、「職務を免除する。」「特別休暇の対象とする。」
- ・訓練等に参加する場合は、勤務時間を変更する。

これらは書面または電磁的媒体によって整備されていることが必要となり、申請の際には、これらに事業者の原本証明を付すことが必要となります。

また、消防団員である従業員を不利に扱う事項がある場合には、この要件を満たさいものとして扱います。